

平成 29 年 6 月 16 日

飯田市議会議長 様

飯田市議会  
社会文教委員長

閉会中の所管事務調査に係る継続審査の申し出について（案）

飯田市議会委員会条例（昭和 44 年条例第 30 号）第 2 条に規定する所管事務について、閉会中に所管事務調査として第 5 次基本構想基本計画の平成 28 年度実績評価をすることと決定したので、飯田市議会会議規則（昭和 54 年議会規則第 1 号）第 98 条第 1 項及び第 104 条の規定により申し出ます。

記

- 1 目的 飯田市自治基本条例第 22 条第 2 項に基づき、執行機関の活動を監視、評価することで適正な行政運営の確保に努めるため
- 2 方法 「平成 29 年度議会による行政評価実施要項」に基づいて実施する
- 3 期間 平成 29 年 6 月 24 日から平成 29 年 9 月 4 日まで
- 4 閉会中の継続審査の理由  
第 5 次基本構想基本計画の最終年度にあたる平成 28 年度実績に関し、執行機関の施策の評価結果を基に議会としての評価を行い、その結果を 29 年度からの総合計画「いだ未来デザイン 2028」の取組に反映させるため